

国立大学法人鳴門教育大学の中期計画

平成20年3月31日
文部科学大臣変更認可

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、教育実践に貢献できる教育者を育成するためのコア・カリキュラムを開発し、平成17年度から実施し、教員として必要な基礎的・基本的資質を養う。
- 1)- 平成16年度までに、教育実践を重視する立場から、教養科目・教育科学・教科専門・教科教育の授業科目の構造化を図り、平成17年度から新たな教育課程を実施する。
- 1)- 平成17年度までに、教養教育の見直しを図る。
- 1)- 地域の学校での教育実践（教育交流や実地教育等の臨床的体験）を通して学生の教職意識の高揚を図る。
- 1)- 自然体験，社会文化体験，合宿研修等を通して、教養教育や教科専門の基礎を体験的に身につけるとともに、社会性及び実践的能力やコミュニケーション能力を培う。

学士課程

- 2)- 平成16年度までに、教育実践学の中核とする6年間を見通した教員養成カリキュラムを構築し、教員養成において育成すべき教師像を明確化する。
- 2)- 平成17年度までに、学部成績評価基準を再構築する。
- 2)- 平成16年度中に現行の就職指導のためのガイダンス等の内容を見直し、キャリア教育の実施計画をとりまとめ、平成18年度までに、教員就職率が60%以上になるよう、全学体制で組織的・体系的に取り組む。

大学院課程

- 2)- 平成16年度までに、修士課程における教育実践を教育研究の中核として教育実践研究の充実を図り、教育専門職としての高度な力量を養う。
- 2)- 平成16年度までに、教育実践学の構築を目指し、授業科目の構造化と単位数や授業内容の適正化を図る。
- 2)- 平成17年度までに、教育に関する実践知や教育科学，教科専門，教科教育の各教科分野の統合を図り、教育実践学の学問的構造化を目指す。
- 2)- 平成19年度までに、大学院成績評価基準を再構築する。
- 2)- 平成16年度までに、教育関係就職率向上のための具体的方策をとりまとめ、全学体制で組織的・体系的に取り組む。

- 3)- 専門職大学院の設置を目指し，条件の整備を平成20年度までに行う。
- 4)- 平成16年度に，自己点検・評価制度の見直しを行い，平成18年度までに教育活動の実施状況の評価をより充実させる体制及び教育支援体制を確立する。
- 4)- 平成19年度までに，外部者を含めた教育評価体制を確立し，教育の質の向上や改善に結びつけるシステムを確立する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1)- 平成16年度までに，推薦入学，前期日程，後期日程試験における入学者の選抜方法及びアドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法の改善を図る。
- 1)- 平成18年度以降，AO（総合評価方式）入試を現状の試験方法と併せて総合的に検討する。

大学院課程

- 1)- 都道府県の教育委員会，本学の学校教育学会や各専門分野の学会との協力のもと，本学の修士課程の目的や特色，研究成果を積極的にPRし，修士学生の定員充足を図る。
- 1)- 平成16年度までに，都道府県からの派遣による現職教員，大学院修学休業制度による現職教員及び社会人，学部卒業後引き続き進学する者等，志願者に応じた入学試験の方法を検討し，実施する。
- 1)- 教育実践学を志向した修士学生の連合大学院博士課程への進学を積極的に推進する。
- 1)- 平成18年度までに，留学生及び社会人の受け入れを促進するため，選抜方法の見直しを行う。

学士課程

- 2)- 平成16年度までに，学校危機管理（学校における安全管理等）に係るカリキュラムを構築し，平成17年度から実施する。
- 2)- 大学と附属間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を推進する。
- 2)- 平成16年度以降，教育効果を高めるためのTTによる授業を推進する。
- 2)- 平成17年度以降，教員養成学部として必須の模擬授業を採り入れた授業を推進する。
- 2)- 平成16年度以降，全教官によるオフィスアワーを設け，学生への相談体制の充実を図る。
- 2)- 平成17年度以降，現職派遣大学院生による学部授業の補佐制度を導入し，学部学生への教育現場理解を促進させる。
- 2)- 平成17年度以降，留学生の授業内容理解促進に配慮した英語による授業を推進する。
- 2)- 平成18年度以降，他大学との単位互換制度を充実させる。
- 2)- 平成16年度以降，入学時に購入させているパソコンの授業での活用率を増加させる。
- 2)- 平成17年度までに，学部成績評価基準を電子シラバスに明示する。

- 2)- 平成20年度までに、卒業研究発表を制度化する。
- 2)- 平成16年度までに、実地教育カリキュラムの改善を図るとともに「実地教育の手引き」を作成する。

大学院課程

- 2)- 平成17年度までに、学部教育と連動した6年間を見通した教育実践学カリキュラムを構築する。
- 2)- 平成16年度までに、学校危機管理（学校における安全管理等）に係るカリキュラムを構築し、平成17年度から実施する。
- 2)- 平成17年度までに、現職派遣大学院生に対する大学院教育実践学カリキュラムを構築する。
- 2)- 平成17年度までに、教員免許を持たない修士学生の教員免許取得を容易にさせるための長期履修学生制度を活用した教員養成プログラムによる大学院と昼間コースの学部を併用したカリキュラムを構築する。
- 2)- 平成20年度までに、修士学生の授業評価を電子シラバスに掲載し、教授方法及び授業内容の改善に供する。
- 2)- 平成19年度以降、現職派遣大学院生及び学部卒院生の特性に応じた修士研究指導を行うとともに、特に専門性に秀でている学生に対して連合大学院博士課程進学を考慮した修士研究指導を推進する。
- 2)- 平成19年度以降、14条特例による修士学生が夜間授業と通常勤務の両立を容易にするためにサテライト講義の開講数を増やす。
- 2)- 平成19年度以降、学部卒の修士学生を附属学校での授業補助に参加させ、学校現場での授業体験の機会を提供する。
- 2)- 平成19年度以降、留学生の授業内容理解促進に配慮した英語による授業を推進する。
- 2)- 平成20年度以降、情報環境を駆使したマルチメディア利用の授業を推進する。
- 2)- 平成19年度までに、大学院成績評価基準を電子シラバスに明示する。
- 2)- 14条特例による修士学生にあっては、インターネット等を活用した遠隔教育による履修を推進する。
- 2)- 平成17年度までに、学校現場及び地域社会に貢献する臨床心理士を養成するためのカリキュラムを充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、学生のニーズに柔軟に対応し、かつ学部教育と大学院教育の一体性を確立するため、教育研究組織を再編し、教員定員の適正化を図る。
- 1)- 平成16年度までに、新たに学校危機管理（学校における安全管理等）に係る分野の教育研究活動を行う体制を整備する。
- 1)- 平成19年度までに、学部教育において免許法に規定されている授業科目に対して、教員の所属講座に捉われない授業科目担当者配置方策を策定する。
- 1)- 附属学校園の教員を大学の非常勤講師として任用し、実践的教育指導を担当させる。
- 1)- 附属学校園、教育委員会、公立学校の教職員を大学の教員として採用する制度を確立する。

- 2)- 平成17年度までに、評価結果を教育システムにフィードバックするための制度を確立する。
- 2)- 平成17年度までに、学生による授業評価制度を検討するための委員会を設置する。
- 2)- 教員の処遇全般及び教員選考を総括する委員会を設置する。
- 3)- 平成16年度以降も、FD研修会を計画的に実施し、平成20年度までにFDに係る専門委員会を設置する。
- 3)- 平成18年度からシラバスを電子化し外部公開する。
- 3)- 平成18年度までに、TAの適切かつ有効な活用を支援するための教育体制を整備する。
- 3)- 平成20年度までに、授業改善プロジェクト研究を推進するための体制を整備する。
- 4)- 学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスの充実を図るとともに、教育研究に係る学年進行に応じた新規ガイダンスを企画・実施する。さらにガイダンス一覧を作成し、授業科目への取り入れ拡大を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1)- クラス担当教員による履修指導や生活指導等を充実するため、具体的な指導内容をまとめたガイドブックを作成する。
- 1)- 不登校生、留年生、中退者の実態調査を実施し、平成18年度から教員の指導のもと大学院生による学生相談制度（ピア・カウンセリング）を実施し、不登校生や留年生の相談活動を充実させる。
- 1)- 事務部門に学生生活支援相談のための窓口を設け、経済支援、健康管理等に関する学生相談体制の充実を図る。
- 1)- 留学生担当窓口の事務体制を整備し、留学生の相談体制を充実させる。
- 1)- 保健管理センター及び学生総合相談室の連携を密にして、学生のメンタルヘルス及びハラスメントへの相談体制を充実させる。
- 1)- 平成17年度までに、入学料、授業料及び寄宿料の減免制度を新たに確立する。
- 2)- 平成16年度に、事務部門の進路指導スタッフを充実する。
- 2)- 平成17年度までに、大学と地域との連携・協力を推進し、教員インターンシップの活性化を図る。
- 3)- 安全で快適な生活環境となるように、学生宿舎、大学会館及び課外活動施設を計画的に整備する。
- 3)- 学生宿舎及び非常勤講師宿泊施設の入居・利用基準を見直し、研究生、国内外研究員等の利用に供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、学校教育を重視した教育実践学の構築に向けて、授業科目・内容・指導方法等を含むプロジェクトを立ち上げる。
- 1)- 平成19～21年度に、学校教育、教科教育等に関する基礎的研究・専門的研究及び教育実践学に関する国際的水準を維持するための学術的研究を重点的に行う。
- 1)- 平成18～20年度に、各研究分野を横断したプロジェクト研究を重点的に行う。

- 1)- 平成18年度に、附属学校における教育実践研究授業体制を充実・確立する。
- 1)- 平成20年度までに、幼・小・中・高 - 大学間連携による教育研究支援体制を確立する。
- 1)- 平成17年度までに、「小学校英語教育センター」を設置する。
- 1)- 平成20年度までに、学校教育実践センター内に学校教育支援組織を確立し、幼・小・中学校のカリキュラム開発及び教材開発の教育支援を行う。
- 1)- 連合大学院に寄与するために、学校教育実践学に関する研究を推進するとともに、研究者としての資質能力の向上を図る。
- 2)- 平成16年度から、卒業生・修了生・現職派遣大学院生・徳島県教育委員会・徳島県教育研修センター・大学教員等が連携した研究発表会を開催する。
- 2)- TV会議システムを利用した教育現場と大学との共同研究発表会の開催を目指し、平成17～21年度を重点推進期間とし、本システムの整備を行い、発表会を開催する。
- 2)- 平成19年度までに、学内の教育実践研究に関する研究成果報告書を教育関係機関に公表する。
- 2)- 平成20年度までに、教職員研修について、徳島県教育委員会・徳島県教育研修センター等と総合的に研究し、教員の資質向上に結びつく学校管理・マネジメント能力育成プログラム及び教職員研修評価基準等の開発を推進する。
- 3)- 平成16年度に、評価制度を見直し、平成18年度までに研究活動の実施状況の評価をより充実させる体制及び研究支援体制を確立する。
- 3)- 平成19年度までに、外部者を含めた研究評価体制を確立し、研究活動等の評価をフィードバックし、質の向上や改善に結びつけるシステムを確立する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、教員の研究組織を見直し、研究活動を推進するための体制を確立する。
- 1)- 平成18年度までに、教員の任期制を導入し、教員の研究組織の充実を図る。
- 1)- 平成18年度に、研究時間の確保等の研究環境の充実について検討するための委員会を設置する。
- 1)- 平成16年度までに、外部研究資金を獲得するための組織及び活用方針を確立する。
- 2)- 毎年度、教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施する。
- 2)- 平成18年度から、教育研究等の業績評価を反映した給与体系を実施・改善する。
- 3)- 平成18年度までに、知的財産を創出、管理及び活用する体制を確立する。
- 4)- 紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物を完全収集し、利用に供するとともに保存を行う。平成16年度に現状調査及び周知を行い、平成17年度より収集及びデータベース化を行う。
- 4)- 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割を果たすものとして位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する。

- 4)- 附属学校教職員及び本学卒業・修了生に対し，利用促進を図るとともに非来館型サービスを行う。平成16年度に提供可能なサービスについて検討し，実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度から，教育委員会や学校等との連携・協力を推進するための基本方針及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し，一層充実・発展させる。
- 1)- 平成17年度までに，指導者養成講座，免許認定講習，社会教育指導主事講習，10年経験者研修等を支援する体制を整備し，計画的に実施する。
- 1)- 平成18年度までに，教育支援アドバイザー制度による初等・中等教育学校への登録派遣教員数の割合を全教官数の65%程度まで向上させる。
- 1)- 教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし，毎年度20テーマ以上を開講する。
- 2)- 平成20年度までに，産業界と共同研究を積極的に行う体制及び利益相反に関する指針を確立し，推進する。
- 3)- 平成16年度に，徳島県教育委員会と教育研究に関する連携協定を結び，そのもとに徳島県教育委員会，徳島県教育研修センター，附属学校園，公立学校等と連携し，学校園が抱えている現代の教育諸課題についての教育実践研究を支援する体制を確立する。重点研究期間は平成16～20年度の5か年とする。
- 3)- 平成16年度以降，学校現場の臨床心理的な問題解決へ対応するため，心理・教育相談室における相談活動の一層の質的向上を図る。
- 3)- 卒業生・修了生及び公立学校教員等と協力した研究実施体制を充実させることをねらいとして，平成18年度までに研究成果を教育実践に還元するシステムを確立する。
- 3)- 平成18年度までに，卒業生・修了生・在学生・公立学校教員・徳島県教育研修センター職員・大学教員等が協力して研究を行う体制を確立する。
- 4)- 平成21年度までに，客員研究員を含む外国人研究者の招聘，大学教員及び修士学生の海外派遣，国際・学術交流協定締結校との交流を行う等，国際的・学際的な研究交流を促進する体制を充実・確立する。
- 4)- 平成16～20年度を重点推進期間とし，国内外を問わず学術雑誌への積極的な発表及びITによる研究成果・業績・活動の公開を推進することで，研究成果の発表，整理・公開の充実を図る。
- 4)- インターネットを通して，問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。
- 4)- 平成18年度末までに，教育学部又は日本文化等の研究科を有する新規の大学2校と国際学術交流協定（学生交流実施細目）を締結し，平成19年度から学生1～2名の相互交流を目指す。
- 4)- 平成16年度に，国際学術交流協定校との学術交流事業の一環として，セミナー又はシンポジウム等の相互開催について諸準備（照会，企画・立案）を行い，平成21年度までに，1～2校との間において実施する。
- 4)- 平成17年度までに，「高度科学教育国際協力研究センター」を設置する。

- 4)- 平成21年度までに、留学生受入数を約70名まで増加させる。
- 4)- 平成16年度に、JICA留学生を中心とした理数科専攻の留学生への英語を利用した授業による修士課程の短期修了制度（学位取得）について検討し、平成18年度秋期からの受入れを目指す。
- 4)- 学内の「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金活動を実施し、平成20年度に、募金活動結果を踏まえた奨学金支給規程の整備を行う。
- 5)- 地域住民に対する閲覧・複写・貸出・参考調査等のサービスをより一層拡充し、図書館が行う各種ガイダンスへの積極的な受入を図る。
- 5)- 徳島県内公私立学校園の学校図書館に対し、連携・協力を図る。また、徳島県内現職教員の要望を調査・把握し、来館利用の促進を図ると共に非来館型サービスを行う。平成16年度に提供可能なサービスを検討し、実施する。
- 5)- 児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、大学と附属学校が連携し、教員養成カリキュラム研究や実習内容の充実を図るとともに成績評価基準を明確にする。
- 2)- 平成17年度中に、附属学校間の連携教育を図るため、幼稚園、小学校、中学校の12年間を見通した教育カリキュラムを開発し、附属学校の一貫教育を実施する。
幼稚園・小学校の教員の交流を積極的に行い、平成16年度より相互協力体制を確立する。
平成17年度より小学校高学年と中学校1年生の特定の教科学習を同一教員が担当する制度を確立する。
- 2)- 平成17年度までに、附属学校と学部・大学院との教育研究体制を確立する。
幼稚園では、平成16年度に、大学教員等とプロジェクトを組み、幼保一元化も視野に入れた、複合的な幼児教育施設の在り方や保育者養成に関わる研究を推進し、保育所機能も併有した幼児教育施設について検討するための委員会を設置する。
小学校・中学校では、学部・大学院と一体化した教育研究を推進するための校内組織を平成16年度に整備する。
- 2)- 平成16年度までに、少人数指導や習熟度別学習指導に係る大学教員と附属学校教員による共同指導体制を確立し、平成17年度から実施する。
幼稚園では、平成16年度までに、少人数学級の教育効果の検討に入り、平成17年度からの積極的な導入をめざす。
小学校・中学校にチームティーチング制度を積極的に導入する。
小学校では、平成17年度より、算数科で習熟度別学習指導のための共同指導体制を組み、その教育効果を検証し他教科への導入に反映させる。
中学校では、平成17年度より、英語・数学において、基礎コースと課題追求コースに分け、習熟度別学習指導を実施する。
特別支援学校では、障害特性に応じた、よりきめの細かい指導の充実を図る。
- 2)- 平成16年度までに、大学教員の附属学校での年間を通した授業支援制度を確立し、平成17年度から実施する。
小学校では、特色ある授業として、大学教員の専門性を生かした授業を実施する。

中学校では，平成 16 年度より選択教科で，平成 17 年度より必修教科・選択教科で大学教員が専門性を生かした授業を実施する。

- 2)- 平成 16 年度中に，附属学校教員による学部の授業担当制度を確立し，平成 17 年度から実施する。
- 2)- 平成 17 年度までに，新任大学教員をはじめとした大学教員研修の一環として，附属学校に勤務する制度を確立する。
- 3)- 平成 16 年度までに，附属学校運営協議会の審議内容を見直し管理運営体制の充実を図る。
- 3)- 現行の学校評議員制度を充実させ，自己点検・評価を積極的に行い，公表し，説明責任を果たす。
- 3)- 平成 16 年度までに，附属学校のめざす幼児・児童・生徒像を明確にする。
- 3)- 平成 16 年度に入学選抜方法等を検討するための委員会を設置し，選抜方法等の改善を図る。
- 3)- 平成 16 年度から，教員増を可能にする方策を検討する。
- 3)- 平成 16 年度から，附属学校園の情報環境の管理保全にあたる情報環境管理者を新たに配置する。
- 3)- 平成 16 年度から，附属学校園専属のスクールカウンセラー若しくは臨床心理士を 2 名配置する。
- 3)- 平成 16 年度から，小学校・中学校の A L T (英語指導教員 (助手)) の指導時間増のための方策を講じる。
- 3)- 平成 16 年度から，幼稚園では，学級編成・保育料・外部研究資金・第三者評価・情報公開等についての適正化や充実についての検討をする。
- 4)- 平成 16 年度までに，徳島県及び関係市町村教育委員会と人事交流制度並びに教員研修制度及び共同研究体制について協議するための体制を整備し，円滑な交流人事を図るとともに徳島県内の教員の資質の向上に寄与する。
- 4)- 教育の今日的な重要課題について，公立学校園の教員と連携を図りながら，実践研究を積極的に行う。

幼稚園では，平成 16 年度に，現職教員や保育士・地域の保護者を対象にした公開講座や子育て相談事業等を実施する。

小学校では，平成 16 年度からテレビ会議システムや各種メディアを積極的に活用し，公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また，小学校の研究内容を定期的に広報紙・ホームページ等で積極的に発信する。

中学校では，徳島県中学校教育研究会と連携し，実践研究を行うとともに，その内容を積極的にホームページで公開する。

特別支援学校では，個別の指導計画の作成とその実践を集積する。また，自閉症の児童生徒の指導の研究を深め，A D H D (注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症等についての研修や相談を積極的に実施する。

- 4)- 附属学校教員に対し，10 年経験者研修，初任者研修，英語担当教員国内研修などの各種研修を積極的に実施 (派遣) し，資質の向上を図る。
- 4)- 平成 16 年度までに，附属学校教員の資質向上を図るために，本学大学院修士課程で専修免許状を取得させるための方策を検討し，平成 17 年度から実施する。

- 5)- 平成16年度までに、学校安全指導に関する要領を策定し、幼児・児童・生徒への安全指導教育を計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)- 理事は3名体制として、うち1名は学外から登用する。当初は常勤2名(学内)非常勤1名(学外)とするが、将来3名とも常勤とする。
- 1)- 教授会の審議事項は、真に必要な事項に精選する。
- 1)- 監事は2名とも非常勤とするが、監事監査規程に基づき厳格な監査実施体制を確立する。
- 2)- 経営協議会の構成員の半数以上は学外者とするほか、積極的に社会の意見や知恵を大学運営(経営面)に反映させる。
- 2)- 学長選考会議は、12名体制(学外者5名)とし、学長及び理事を構成員とする。選考過程における職員の意向聴取のための投票は行わず、学長選考会議の権限を重視した選考制度を確立する。
- 3)- 事務部門は理事の業務内容に則し、体系的に整理・統合し、事務局は中期目標期間中の早期の時期に廃止する方向とする。
- 3)- 法人化により必要となる新たな業務については、早期に体制を整備する。
- 3)- 平成16年度に、教員と事務職員の連携体制を検討する組織を設置し、平成17年度以降、業務体制を確立する。
- 4)- 附属学校の管理運営体制を確立し、大学組織との効率的な連携を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、講座編成、教員配置等について見直し、平成17年度から新たな教育研究体制を確立する。
- 1)- 平成16年度までに、学校教育実践センター、附属実技教育研究指導センター、保健管理センター及び情報処理センターの組織及び業務を見直す。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成18年度を目途に教員の任期制を導入し、教員人事の活性化と流動性を図る。
- 1)- 平成16年度中に、教員選考基準及び選考方法を見直し平成17年度から選考基準、選考方法及び選考結果を公開する。
- 1)- 中期目標期間中に、国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、女性教員の割合を20%に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図る。
- 2)- 平成16年度に、業績評価及びこれを反映する給与システムについて検討するための委員会を設置し、平成18年度から実施する。
- 3)- 中期目標期間中の教職員の定数管理計画を策定し、計画的に定数管理を行う。
- 3)- 平成16年度までに事務系職員の採用、養成及び人事交流に係る指針及び具体的の方策を策定し平成17年度から実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1)- 法人化移行時は事務局組織は継承することとするが、中期目標期間中に事務局制度を廃止し、事務部門を各理事のスタッフとするよう段階的に再編する。
- 1)- 勤務時間管理業務、契約業務（物件費）、電算機システムの管理・運營業務等の一元化を図るとともに業務処理方法の簡素化（決裁システム等）を一層推進する。
- 2)- 平成16年度から、諸証明書の電子化を図り、自動発行化を一層促進する。
- 2)- 平成17年度から履修登録、教員による成績入力等の教務事務の電子化を図る。
- 2)- 平成18年度から授業時間割作成の電子化を図る。
- 3)- 平成16年度までに業務外部委託計画を策定し、平成17年度から年次計画に基づき外部委託を行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度に、外部研究資金獲得を図るため事務部門を整備し、事務スタッフを充実する。
- 1)- 科学研究費補助金の採択件数を全学的プロジェクトを含め、平成21年度までに約40件に増加させる。
- 1)- 講師派遣事業収入等の研究費組み入れを検討するための委員会を平成16年度に設置し平成18年度からこれを実施する。
- 1)- 外部研究資金及びその他の自己収入を、平成21年度までに平成15年度の約1.5倍に引き上げる。
- 2)- 平成16年度から、本学ホームページに各種の研究に関する事項を新規掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1)- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- 2)- 平成16年度から、各年度の管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度中に固定資産の取得・検収及び処分等に係る制度を確立する。
- 1)- 職員宿舎及び学生宿舎の入居率の向上を図るため、必要な措置を計画的に実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度までに、点検・評価及びそのための情報分析を担当する評価室（仮称）を設置するとともに、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。
- 1)- 平成17年度に、教員の教育研究業績に対する評価システムの検討を行い、平成18年度から導入する。

- 1)- 平成19年度に、教員の活動状況等を調査し、その結果に応じた総合的な教員評価を行うシステムを構築する。
- 1)- 平成20年度に、国立大学法人化後の学士課程及び修士課程における教育研究活動等について第三者評価を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成17年度に、学生がホームページ及び広報誌の企画・発行等の広報活動に参画できる体制づくりを行い、広報活動の一層の強化・充実を図る。
- 1)- 平成19年度に、学生を含めた全学的な組織により広報活動を自己点検・評価する体制を整備し、広報活動の在り方に関する点検・評価を実施する。
- 1)- 平成20年度に、大学の知的情報を一元的に掌握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じた情報を適切に加工して提供できる機能を備えた大学情報サービス室（仮称）を設置する。
- 2)- 平成20年度に、平成22年度以降の「情報サービスプラン（仮称）」を策定する。
- 2)- 平成16年度までに、広報誌（電子媒体を含む。）の点検・見直しを行い「広報プラン（仮称）」を策定する。
- 2)- 平成18年度に、国外向けの英語版等によるホームページを開設する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1)- 既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を再度点検し、全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。
- 1)- 老朽化する附属学校園の教育施設の老朽改善，教育環境改善，耐震性の強化，教育研究の活性化及び有効活用を図り経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットを構築し，安全な教育環境の整備を図る。
- 1)- 長期にわたって施設設備を良好な状態に保ち，大学の教育研究活動を保証するような施設水準を保つ。
- 1)- 開かれたキャンパス環境の改善等の措置を図り施設整備・管理に当たってはバリアフリー，環境保全など社会的要請への対応を行う。
- 1)- 施設マネジメントの観点から，過去の改修歴等の維持管理の状況の検証及び，経営的視点に基づく計画的維持管理実施のための計画の策定を行う。
- 1)- 新たな整備手法の導入の推進，土地・建物・設備等資産の有効活用を行う。
- 1)- 本中期目標期間中に整備する施設・設備は，Xその他 1「施設・設備に関する計画」のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1)- 平成16年度に安全衛生管理体制を整備し，計画的に安全対策を講じる。
- 1)- 平成16年度に防災マニュアルを整備し，計画的に防災訓練を行う。
- 1)- 安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。
- 1)- 教職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を反映させるシステムを整備し，計画的に施設・設備を整備する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

国立大学法人鳴門教育大学附属小学校の土地の一部（徳島県徳島市南前川町1丁目1番地，814.21㎡）を譲渡する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 **施設・設備に関する計画**

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 151	施設整備費補助金 (151百万円)

（注1）金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人員管理を人件費総額で管理することとなるが、運営費交付金の算定ルールなどを参考に、第1期中期目標期間中の適正な人員配置を計画する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,744百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年6月に発生した台風6号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表（収容定員）

平成 16 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 600人）
平成 17 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 600人）
平成 18 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 600人）
平成 19 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 600人）
平成 20 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 550人，専門職学位課程 50人）
平成 21 年度	学校教育学部	400人（うち教員養成に係る分野 400人）
	学校教育研究科	600人（うち修士課程 500人，専門職学位課程 100人）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	23,261
施設整備費補助金	151
施設整備資金貸付金償還時補助金	49
自己収入	3,978
授業料及入学金検定料収入	3,639
雑収入	339
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	150
計	27,589
支出	
業務費	27,239
教育研究経費	19,795
一般管理費	7,444
施設整備費	151
産学連携等研究経費及び寄付金経費等	150
長期借入金償還金	49
計	27,589

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額19,744百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 平成17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人鳴門教育大学退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y - 1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y - 1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入，入学料収入(入学定員超過分)，授業料収入(収容定員超過分)，雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{ D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$
 (2) $E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$
 (3) $F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$
 (4) $G(y) = G(y)$
 (5) $H(y) = H(y)$

D(y)：学部・大学院教育研究経費()，附属学校教育研究経費()を対象。

E(y)：附属施設等経費()を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費()を対象。

G(y)：特別教育研究経費()を対象。

H(y)：入学料収入()，授業料収入()，その他収入()を対象。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については，以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y - 1) \times (\text{係数})$
 (2) $M(y) = M(y)$

L(y)：一般管理費()を対象。

M(y)：特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

(アルファ)：効率化係数。1%とする。

(ベータ)：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

なお，物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には，一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ)：教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

(イプシロン)：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	27,515
經常費用	27,515
業務費	25,786
教育研究経費	3,951
受託研究費等	58
役員人件費	306
教員人件費	15,638
職員人件費	5,833
一般管理費	1,269
雑損	0
財務費用	0
減価償却費	460
臨時損失	0
収入の部	27,515
經常収益	27,508
運営費交付金	22,922
授業料収益	2,866
入学金収益	612
検定料収益	161
受託研究等収益	58
寄付金収益	90
財務収益	0
雑益	339
資産見返運営費交付金戻入	246
資産見返寄付金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	213
臨時利益	7
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究費等収益は，受託事業収益，共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	27,622
業務活動による支出	27,047
投資活動による支出	493
財務活動による支出	49
次期中期目標期間への繰越額	33
資金収入	27,622
業務活動による収入	27,389
運営費交付金による収入	23,261
授業料及入学金検定料による収入	3,639
受託研究費収入	58
寄付金収入	92
その他の収入	339
投資活動による収入	200
施設費による収入	200
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	33

[注]施設費による収入には，独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注]前期中期目標期間よりの繰越金には，奨学寄付金に係る国からの承継見込額33百万円を含む。